

◎燕市障がい者基本計画、第7期燕市障がい福祉計画、第3期燕市障がい児福祉計画策定の方向性について

◎障がい福祉に関するアンケート調査(案)について

令和5年3月14日

燕市障がい者自立支援協議会

全体会

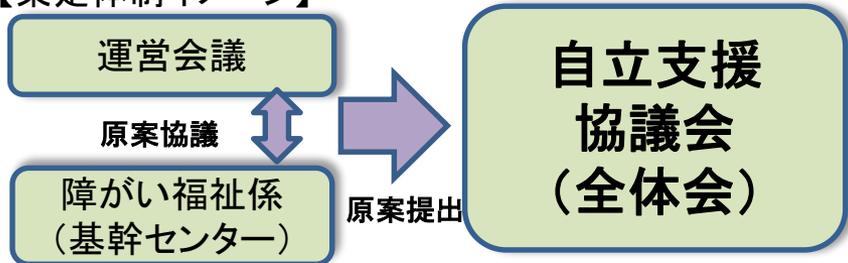
1. 障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の方向性について

【策定の方向性】

障害者総合支援法・児童福祉法の一部改正や発達障害者支援法の一部改正、障害を理由とする差別の解消の推進に係る法律の施行、成年後見制度利用促進法の施行など、障がい児・者を取り巻く環境は変化しています。

そのような環境において、燕市では「障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人も安心して暮らせる地域づくりに向け取組を続けているところですが、次年度で最終年度を迎えます。そのため、次期計画について、国の指針を踏まえつつ燕市の現状に即した計画策定を図ります。

【策定体制イメージ】



※策定体制は、運営会議・基幹センターで計画案を協議し、全体会に提出することを基本とします。

全体会提出基本パターンは

- ① アンケート調査結果に基づく計画素案
- ② 計画案中間報告
- ③ 計画案最終報告
- ④ 重要事項等の協議

【スケジュール】

※令和5年度の自立支援協議会(全体会)の開催数は3~4回を予定しています。うち、2~4回の全体会で計画案について協議をする予定です。協議会では、全体のバランスと施策展開の段階を視野に入れた協議を行います。

※主なスケジュールは、あくまで予定ですが右記のとおりとなります。

月	主なスケジュール【主な協議題】
(6末)	(①全体会【アンケート調査案】) ※調査内容に変更が生じた場合は協議
9末	②全体会【現計画進捗報告、次期計画案】
10~11	③全体会【計画案中間報告】
12	※議会報告
12中	※パブリックコメント実施
1末	④全体会【計画案最終報告】
2末	※市長報告、議会報告

2. 燕市障がい者基本計画・第7期燕市障がい福祉計画・第3期燕市障がい児福祉計画の趣旨と位置づけ

区分	燕市障がい者基本計画	燕市障がい福祉計画	燕市障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
所管省庁	内閣府	厚生労働省	厚生労働省
計画の趣旨 (位置づけ)	市町村における障がいのある人の状況等を踏まえ、当該市町村における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画 (→基本計画)	障がい福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制を確保するための計画 (→ 実施計画)	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を確保するための計画 (→ 実施計画)
計画期間	令和6年度 ～ 令和10年度 (5年)		
策定方法	上記3つの計画を一体的に策定します。		

3. 国の成果目標及び活動指標(案)

※【参考資料】厚生労働省 R5.1.23第134回社会保障審議会障害者部会 資料1-2抜粋

	成果目標(案)	成果目標(案)【活動指標(案)】
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	<p>①令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。</p> <p>②令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。</p>
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【市町村の成果目標にはならないです】	<p>①精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、325.3日以上とすることを基本とする。</p> <p>②令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値については、令和2年度と比べて約3.3万人の減少を目指すこととする。</p> <p>③精神病床における退院率については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とすることを基本とする。</p>
3	地域生活支援の充実	<p>①令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可能)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p>②令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。(新規)</p>
4	福祉施設から一般就労への移行等	<p>①就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業:令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。 ・就労継続支援A型事業:令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。 ・就労継続支援B型事業:令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。 <p>また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。(新規)</p> <p>②就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進めることを基本とする。(新規)</p>

	成果目標(案)	成果目標(案) 【活動指標(案)】
5	障害児支援の提供体制の整備等	<p>①児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。</p> <p>②障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。</p> <p>③「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を踏まえ、各都道府県は難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定すること。また、令和8年度末までに、各都道府県、また必要に応じて政令市において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築を推進すること。</p> <p>④令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。</p> <p>⑤令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。(医療的ケア児支援センターの設置は新規)</p> <p>⑥入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県及び各政令市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。(新規)</p>
6	相談支援体制の充実・強化等	<p>①令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。</p> <p>②協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。(新規)</p>
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<p>①令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。</p>

4. 第7期燕市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 成果目標(案)

【現計画】

	成果目標
1	障がい児等支援の体制整備 【第2期障がい児福祉計画部分】
2	相談支援体制の機能強化
3	福祉的就労の充実と 福祉施設から一般就労への移行促進
4	福祉施設の入所者の地域生活への 移行促進
5	地域生活支援拠点等の整備
6	障害福祉サービス等の質を向上させるため の取組に係る体制の構築



【次期計画】

	成果目標(案)
1	障がい児支援の提供体制の整備等 【第3期障がい児福祉計画部分】
2	相談支援体制の充実・強化等
3	福祉施設から一般就労への移行等
4	福祉施設の入所者の地域生活への移行
5	地域生活支援の充実
6	障害福祉サービス等の質を向上させるため の取組に係る体制の構築

5. アンケート調査(案)について

調査結果の推移を参考に計画立てをする必要があることから、基本的に前回調査項目を踏襲することとしますが、**国が成果目標(案)**としている『**強度行動障害を有する者に関する支援ニーズ**』と、**燕市独自項目**として『**ヤングケアラーに関する支援ニーズ**』の調査項目を追加したいと考えます。

前回アンケート調査

調査目的

令和3年度を初年度とする「燕市障がい者基本計画・第6期燕市障がい福祉計画・第2期燕市障がい児福祉計画」を策定するため、18～64歳の障がいのある人と、18歳未満の障がいのある子どもを対象としたアンケート調査を実施し、計画の基礎資料としました。

調査内容

- 調査月:令和2年7月
- 調査基準日:令和2年6月1日
- 調査対象者:18歳未満で手帳をお持ちの人、自立支援医療(精神通院医療)、障害福祉サービス等を利用している人
18歳以上で手帳をお持ちの人、自立支援医療(精神通院医療)、障害福祉サービスを利用している人(65歳未満)
※65歳以上は介護保険が優先適用のため対象外としました。
- 調査項目:「基本属性」、「障がいの状況」、「相談窓口」、「生活の場」、「外出」、「健康・医療」、「災害」、「就労」、「福祉サービスの利用状況」等
- 回収方法:郵送による配布・回収

回収結果

18歳未満	配布部数	235件
	回収部数(回収率)	133件(56.6%)
	有効回答数	133件

18～64歳	配布部数	765件
	回収部数(回収率)	432件(56.5%)
	有効回答数	432件

調査方法(案)

◎ 変更なし

- 調査目的 前回と同じ
- 調査内容 前回と同じ
- 調査月 前回と同じ
- 調査基準日 令和5年6月1日
- 調査対象者 前回と同じ
(約1,000人)
- 回収方法 前回と同じ